



5月28日 令和3年度熊本県乾しいたけ品評会 田中欣生さんが5度目の農林水産大臣賞

県庁で県乾しいたけ品評会の表彰式が行われ、田中欣生さん(東迫間)が農林水産大臣賞を受賞しました。大箱の部でも特等賞、3回目の林野庁長官賞を受賞。妻の瑞希さんも700gの部で2等賞を受賞し、家族で栽培に励んでいます。



市は出品数が多い市町村に贈られる団体賞を受賞。田中さん(前列中央)は「菊池産のしいたけで全国1番になるのが目標」と話しました



6月23日・7月2日 菊池地区広域協定 小学生が田植え体験に挑戦

菊池北小学校、菊之池小学校、花房小学校の5年生が田植え体験をしました。田植え体験は、多面的機能支払交付金の活動で菊池地区広域協定が毎年実施。秋には収穫体験をし、収穫した米は被災地への支援米にする予定です。



児童たちは米作りの大変さを経験し、たくさんの発見があったようです。泥まみれになりながらも、楽しく田植え体験ができました



7月7日 教育長退任式 渡邊和博教育長が退任しました

平成30年7月から3年間、「文教菊池」の理念「文武両道・廉恥礼節」を継承しながら本市の教育に尽力されました。渡邊前教育長は「退任後も、菊池の教育発展に協力していきたい」と話しました。



GIGAスクール構想における児童・生徒への1人1台端末の導入や泗水中学校の改修工事など、さまざまな課題に取り組みました



5月10日 菊池市文化会館 菊池農高生が花壇を彩りました

菊池農業高校の生徒9人が市文化会館の花壇の花を植え替えました。2時間かけて、マリーゴールドやサルビアなどの夏の花を植えました。近くを通った際は、生徒たちの手により植えられた鮮やかに咲く花々をお楽しみください。



暑い中、枯れた花や雑草を抜き、花壇をきれいに整備し、生徒らが育てた花苗を植えました



6月7日 連携協力への取り組みを推進 (株)九州野菜育苗センターと協定を締結

(株)九州野菜育苗センターと市は、連携協力に関する協定の締結のため調印式を実施。包括的な連携の下、農業や地域づくりなどの分野で相互に協力し、地域社会の発展と多様な価値観を有する人材育成の寄与を目的に締結しました。



⑨から竹内宏典代表取締役、江頭実 菊池市長。本協定に基づき、6,800本の花苗を寄贈してもらう予定です



6月28日 包括的連携協定調印式 (株)白金の森と連携協定を締結

(株)白金の森と市との連携協定調印式が松岡義博代表取締役の出席の下、実施。「地域社会の発展」「移住・定住の促進」「観光の振興」などの分野で、官民が連携を図りながらまちづくりを推進する目的で締結されました。



7月オープンの「シェアハウス白金」は、起業や創業を志す男性向けの施設で、菊池市に定住することを目的としています

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
七城支所 ☎0968(25)1080
旭志支所 ☎0968(25)3334
泗水支所 ☎0968(25)2155

農地の貸借・売買は許可が必要です

農地の貸借・売買について

農地(田・畑)は、誰でも借りたり買ったりすることはできません。農業委員会へ申請し、農地法に基づく許可を受ける必要があります。農業委員会の許可がなければ、農地を買っても登記ができません。

農地を借りたり買ったりできる人の条件

▼農地のすべてについて耕作すると認められること▼耕作等必要な農作業に常時従事すると認められること▼50[㏎](5千^m2)以上(旧菊池市の区域は20[㏎]以上)を耕作すること など

その他、農地所有適格法人(要登録)も貸借・売買ができます。農地所有適格法人以外の法人でも、条件を満たせば貸借することは可能です。

農業経営基盤強化促進法による農地の売買

農地を売買する場合には、農地法に基づく農業委員会の許可を受ける方法のほかに、売買する農地が農振農用地内の区域にあり、農地を買う人が次の条件を満たしていれば、農業経営基盤強化促進法による売買が可能です。▼あつせん譲受等候補者名簿に登録されている▼認定農業者等の担い手また

は農地所有適格法人▼経営面積が基準(※)を満たしている など

※経営面積166[㏎]以上(河原・水源・龍門・迫間地区は120[㏎]以上)

また、次の優遇措置を受けることが可能です。

▼農地を売った人は、税金(譲渡所得税の800万円まで)の特別控除が受けられる▼所有権移転登記が嘱託登記できるので、登記の費用が安くできる▼農地を買った人には、不動産取得税の3分の1が控除される

8月に農地パトロールを実施します

農地が荒れると病害虫の発生源や有害鳥獣の隠れ場、不法投棄の温床、景観の悪化など、地域にも影響を及ぼします。農業委員会では農用地の有効利用を進める立場から、農地パトロールで地域を巡回し、農地の利用状況を調査しています。

パトロールで、遊休農地(1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地)と判定された場合、遊休農地の解消を図るため、農地法の規定に基づき、農家へ利用意向調査を行い所有者の利用の意向を確認します。確認後、農業委員会は利用の意向により必要なあつせんや農地中間管理機

構の熊本県農業公社を活用した賃貸借の設定など、農地の適正な利用について調整します。

利用意向調査で、所有者の意向が確認できない場合は、遊休農地の固定資産税の評価額が1.8倍に上がる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農業者年金のご案内

国民年金の被保険者で年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。積立方式で少子高齢化の時代に対応した安定した制度です。認定農業者等一定の要件を備えた人に対し保険料の手厚い国庫助成(政策支援)があります。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万から6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象(最大80万4千円)となり、所得税・住民税が節税できます。途中でやめても年金が受けられ、80歳保証付きの終身保険です。

詳しくは、市農業委員会事務局・各支所分室またはJ-A菊池各中央支所へお問い合わせください。